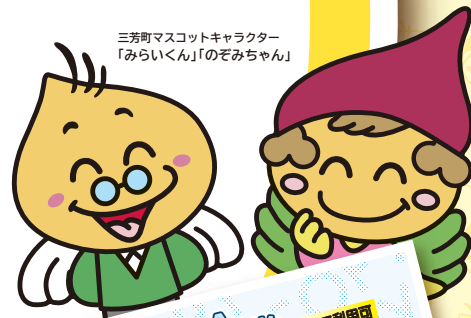


三芳町 地域応援

ふれあい クーポン券

三芳町では、新型コロナウイルス感染症により住民生活へもたらす影響が長期化するなか、高齢者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、高齢者及び新生児に「三芳町地域応援ふれあいクーポン券」を交付します。

三芳町マスコットキャラクター
「みらいくん」「のぞみちゃん」



使用期間

令和
2年

9月1日(火)～

令和
3年

2月28日(日)

対象

- ① 65歳以上の方（令和2年4月1日時点で三芳町に住民登録のある方）
- ② 新生児（令和2年4月28日～12月31日出生で、初めての住民登録が三芳町の方）

クーポン券にはA券（全店利用可）とB券（大型店等以外の加盟店利用可）がありますのでご注意ください。＊詳しくは利用店一覧をご覧ください。

全店利用可能



利用できるお店
店舗の、のぼり
ポスターが目印です。

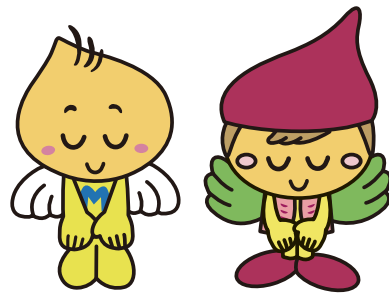


大型店等以外の
加盟店で利用可能



利用の際の注意事項

- ・別紙の利用店一覧に掲載の取扱店で利用できます。
- ・現金と引き換えはできません。
- ・つり銭は支払われません。
- ・使用期間が過ぎたクーポン券は利用できません。
- ・盗難・紛失または滅失に対し、発行者はその責を負いません。
- ・一度利用したクーポン券の再利用はできません。



利用できないもの

- ・税金、公共施設の利用料など
- ・電気、水道、電車の切符などの公共料金
- ・株式、保険、宝くじ等の金融商品
- ・商品券、プリペイドカード、電子マネーのチャージ、ビール券、図書券、切手、収入印紙等の換金性の高いもの
- ・たばこ
- ・不動産の購入費や金融商品
- ・事業活動に使用する原材料、機械類及び仕入れ事業資金
- ・保険診療対象費用に準ずるものが利用できない場合があります。



※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外出する際にはマスクを着用する・3密を避ける等リスク回避を心掛けて行動しましょう。風邪等の症状がみられる場合は外出を控えましょう。



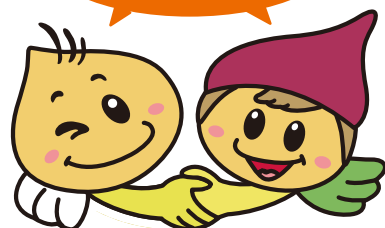
三芳町役場 観光産業課

三芳町地域応援ふれあいクーポン券担当

049-258-0019 (内線 214・215)



お問い合わせ
ください♪



利用できるお店は別紙の利用店一覧をご覧ください。
利用可能店は随時募集しておりますので、最新情報は三芳町役場ホームページをご確認ください。